

銀行の資産査定精度とインセンティブ規制

一橋大学大学院 安田行宏

報告要旨

本稿では、包括的なセーフティーネットを前提にしたインセンティブ規制のデザインに関する分析を行う。従来の規制は銀行が本来持っていると考えられるリスク管理を行おうとするインセンティブを十分に考慮してきたとは言えず、むしろ場合によっては規制がそのインセンティブを阻害してきたとさえ言える。したがって、規制のあり方を具体的に考えるときには、銀行のインセンティブを十分に考慮した議論が重要なのである。

本稿の特徴は、銀行自身の資産査定精度を明示的に考慮している点である。一般的に、銀行は自らの資産について常にそのリスクを把握しているものではなく、また、リスクを常に正確に評価できるものではないと考えられる。つまり、資産の健全性を評価するとき、債権の全てが返済されているわけではないことから、銀行自身も、貸出先企業の資金の返済可能性やその担保価値等について評価することによって、はじめて資産の健全性を評価できると考えられる。さらに、その評価の際に、マクロ経済的な影響によって担保価値が大きく変動するような状況であれば、銀行は必ずしも保有資産について正確な査定ができるとは限らないと考えられる。

本稿の目的は、こうした資産査定が必ずしも正確になされない可能性を明示的に考慮した場合には、どのようなインセンティブ規制がデザインされるのかを分析することである。本稿は Lewis and Sappington(1993)における無知なエイジェントのモデルを銀行のインセンティブ規制に応用したものである。

以上の議論から得られる主な結論は以下の通りである。

第1に、資産査定精度に応じて、リスク可変的預金保険料率と固定的預金保険料率を併用することが最適となる。リスク可変的預金保険料率は、資産内容が極めて健全な銀行と資産内容が平均未満の銀行に対して適用され、固定的預金保険料率はその中間領域の銀行に対して適用される。

第2に、資産内容の劣化した銀行に対しては早期是正措置を発動することが望ましい場合がある。ただし、早期是正措置が発動されるのか否かは銀行の資産査定精度に依存して決まる。銀行の資産査定精度が低いときほど早期是正措置をより積極的に採用することが望ましい。

第3に、資産査定精度が向上した場合、固定的預金保険料率の適用領域を減少させ、リスク可変的預金保険料率をより積極的に採用すること、また、早期是正措置は維持しつつも資産査定精度が向上する以前と比較すると、資産内容の劣化した一部の銀行に対し

ては早期是正措置の発動基準を緩和することが最適となる。

討論者：藤原賢哉氏（神戸大学）からのコメント

1) 可変的預金保険料制度の設計や是非について議論しているが、本稿で、可変的預金保険料制度が銀行のインセンティブにどの様に効いているのかよくわかりにくい。(4)式において、預金保険制度が、銀行の期待収益に影響を与えているのは $D(\cdot)$ の部分のみを通じてあり、モニタリングの水準 m が預金保険制度によって影響されるのかどうか不明である。

2) 本稿では、当局が $m(\cdot)$ をコントロールできる形になっているが、これは、モニタリング費用 ($C = m(\cdot)$) が観察可能であることを暗黙的に仮定していることに等しい。

しかし、この仮定は、現実的にも理論的にも妥当性に乏しいように思われる。例えば、 m に π が掛かっていないのは、それが銀行経営者の私的費用であると想定しているからではないか？ 上のコメントも関連するが、一般的に保険料率 π を (m 、 π) のレポートの関数（あるいは π のみの関数）として計算し直した方が良いのでは？

回答

本稿では、モニタリング費用を観察可能としているのではなく、モニタリング水準を観察可能な変数とし、私的情報の問題として定式化しています。ただ、(コメント1)にもあるように、リスク可変的預金保険料率と銀行のインセンティブの関係を明確にするために) 預金保険料率を (m 、 π) のレポートの関数として設定し直すことは可能であると思われます。